CMS サービス ウェブビルダー 利用規約

ソニービズネットワークス株式会社(以下「弊社」といいます。)は、CMS サービス ウェブビルダー 利用規約(以下「本規約」といいます)を以下の通り定めます。

第1条(定義)

本規約における用語を以下のとおり定義します。

- (1) 「SNC」とは、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社をいいます。
- (2) 「本サービス」とは、SNC が運営する CMS サービス「ウェブビルダー」をいいます。
- (3) 「契約者情報」とは、本サービスに関して契約者または利用者が弊社に対して提供する、氏名、名称、住所もしくは居所、登記情報、決済情報等の、契約者または利用者を認識もしくは特定できる情報をいいます。
- (4) 「履歴情報」とは、弊社に記録される契約者および利用者による本サービスの利用履歴をいいます。

第2条(本サービス)

- 1. 弊社は、本サービスに関する利用権について、SNC から再販売許諾を受け、お客様 に再販売します。
- 2. お客様は本規約に加え、別途 SNC が定める「CMS サービス ウェブビルダー利用規約」の「ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社」を「ソニービズネットワークス株式会社」に読み替えた上で、本規約の内容となることを理解し、「ウェブビルダー利用規約」の内容に同意の上本サービスを利用するものとします。
- 3. 本規約で使用する用語は、前条にて定めるほか「ウェブビルダー利用規約」に定める 用語の定義に従うものとし、本規約と「ウェブビルダー利用規約」との間で矛盾抵触 する事項については、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

第3条(本サービス利用料の支払)

- 1. お客様は、弊社に対して、弊社が別途定める本サービス利用料を支払うものとします。 弊社は、本サービス利用料を、弊社の裁量に基づきお客様の承諾なく改定する場合が あります。本サービス利用料改定後の初めての更新時に、お客様が弊社に対して解約 等の申出を行わず、本サービスを継続して利用した場合、お客様は改定後の本サービ ス利用料に同意したものとみなします。
- 2. お客様は、本サービス利用料を、弊社の指定する方法及び弊社から別途送付される請求書に従って、利用月の翌月末日までに支払うものとします。
- 3. 弊社は、お客様から一度支払われた本サービス利用料を、別途弊社が承諾した場合を

除いて、返還しないものとします。

4. 本サービスの利用開始日又は解約日にかかわらず、お客様は利用月の本サービス利用料の全額を弊社に対して支払うものとし、本サービス利用料の日割計算は行わないものとします。

第4条 (契約期間及び解約)

- 1. お客様による本サービスの最低利用期間は、本サービスの課金開始月(本サービス利用権に関するアカウント等の発行がなされた月の翌月を指します。)の月初から起算して1年間とします。また、1年間の最低利用期間後に自動更新された場合には、最低利用期間の定めは適用されないものとします。
- 2. お客様は、本契約の解約を希望する場合、弊社が別途定める手続きに従って解約を希望する月の3ヵ月前までに弊社に対して通知しなければならないものとします。
- 3. お客様は、前項の規定により本契約を解約する場合、SNCが定める「CMSサービスウェブビルダー利用規約」第12条の規定にかかわらず、解約手数料として月額の本サービス利用料に最低利用期間の残月数を乗じた金額を弊社が別途定める方法及び支払期日に従い、弊社に一括して支払うものとします。

第5条(サポート)

本サービスのサポートについては、「ウェブビルダー利用規約」に従い SNC から直接 提供するものとします。

第6条(免責)

- 1. 本サービスの利用に起因しお客様に損害が生じた場合であっても、お客様は SNC と の間でこれを解決するものとし、弊社は一切の責任を負わないものとします。
- 2. 前項の規定にかかわらず、お客様に生じた損害について弊社が責任を負う場合であっても、弊社が負う損害賠償責任の総額は、損害発生日から直近 1 年間の本サービス利用料の累積総額を上限とします。

第7条(契約者情報の取扱い)

- 1. 本サービスの利用希望者は、本規約にて定める諸手続きにおいて、弊社からの契約者情報の提供の要請に応じて、正確な契約者情報を弊社に提供するものとします。 なお、弊社は、当該利用希望者を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得る ことなく取得することはございません。
- 2. 契約者が既に弊社に届出ている契約者情報に変更が生じた場合、契約者は、弊社が 別途指示する方法により、速やかに弊社に対してかかる変更を届出るものとします。
- 3. 弊社は、契約者情報および履歴情報を、個人情報保護管理者の責任のもとで善良な

る管理者としての注意を払って管理いたします。

- 4. 契約者は、弊社が契約者情報および履歴情報を、本サービスを提供する目的のために、弊社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。
- 5. 契約者は、弊社が契約者情報及び履歴情報を、本サービスを提供する目的の他に、 以下の各号に定める目的のために、利用または第三者に提供することがあることに 同意するものとします。
 - (1) 弊社が契約者または利用者に対し、本サービスの追加または変更のご案内、または緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、または電話等により 連絡する場合。
 - (2) 弊社または弊社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝またはその他の案内を、電子メールもしくは郵便等で通知する場合、または電話等により連絡する場合、もしくは契約者がアクセスした弊社のホームページ上その他契約者の情報端末機器の画面上に表示する場合。
 - (3) 弊社が、本サービスに関する利用動向を把握する目的で、契約者情報の統計分析を行い、契約者を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合。
 - (4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。
 - (5) 本規約に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、弊社は、当該契約者情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にしたうえで当該決済に必要な契約者情報のみを金融機関等に提供します。
 - (6) 契約者または利用者から事前に同意を得た場合。
- 6. 前項第 1 号の規定にもかかわらず、契約者は、契約者情報および履歴情報を利用しての弊社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、弊社に対してその旨請求できるものとし、弊社はかかる契約者の請求に応えるように努めるものとします。ただし、かかる弊社からの情報の提供や問い合わせが、契約者に対する本サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとします。
- 7. 契約者は、利用者に関する情報を弊社に登録または提供する場合、事前に弊社による当該情報の利用、開示もしくは提供につき該当する利用者から同意を得るものとします。当該情報の利用、開示、提供に関連して、かかる同意を得ていない場合、あるいは利用者に損害が発生した場合または利用者との間で紛争が生じた場合、該当する契約者は、自己の費用と責任において、かかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊社に何等の迷惑をかけない、または損害を与えないものとします。
- 8. 契約者は、契約者情報を照会または変更することを希望する場合には、別途弊社が 定める手続きに従ってかかる照会または変更を請求できるものとします。
- 9. 弊社は、契約者からの契約者情報または履歴情報に関しての問い合わせについては、

別途提示する問い合わせ連絡先にて受付けるものとします。

第8条(本規約の変更)

- 1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2. 弊社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期をお客様に通知その他弊社所定の方法によりお客様に周知します。
- 3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後にお客様が本サービスを利用した場合又は弊社所定の期間内にお客様が解約の手続をとらなかった場合、当該お客様は本規約の変更に同意したものとします。

第9条(追加条項)

1. "bit-drive"と称する弊社サービスとしてお申込頂くお客様には、以下の条件が適用されます。

項目	条件
当社からの	1. 当社は、利用契約に関連して発生する全ての債権につい
債権譲渡	て、個々の債権の発生と同時に、SFI リーシング株式会社
	に対して譲渡することができるものとし、契約者には、予
	めこれに同意するものとします。また、契約者は、当該債
	権について当社に対する一切の抗弁(相殺、 同時履行、無
	効・取消・解除、弁済および時効に関する抗弁を含みます
	が、これらに限られません)を放棄し、また主張せず、譲
	渡された債権全額を SFI リーシング株式会社に支払うも
	のとします。
	2. 当社及び SFI リーシング株式会社は、前項に定める債権譲
	渡についての契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求
	を省略するものとします。
支払条件	1. 毎月27日までに(27日が銀行休日の場合はその翌銀行
	営業日)、同月分のご請求金額を現金振込又は指定口座か
	らの振替にてお支払いいただきます。
	2. 契約者へのご請求は、当社より債権譲渡を受ける SFI リー
	シング株式会社が代行いたします。

- 2. NURO Biz と称する弊社サービス("bit-drive"と称する弊社サービスを除きます)としてお申込頂くお客様には、以下の条項が適用されます。
 - (1) 弊社が別途定める NURO Biz 利用規約本則第8条 (料金および支払い) が適用されます。

付則

この規約は、2024年4月1日から実施します。